

令和 2 年 1 2 月
令和 2 年 第 7 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第19号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第71号	令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第72号	令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第73号	令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第74号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	別冊
議案第75号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第1号）	別冊
議案第76号	栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	7
議案第77号	栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例の 制定について	14
議案第78号	栃木市観光交流館条例の制定について	15
議案第79号	栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について	16
議案第80号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	26
議案第81号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第82号	栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	36
議案第83号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第84号	とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第85号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第86号	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	52

議案第 87 号	栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第 88 号	とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第 89 号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第 90 号	栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第 91 号	栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	90
議案第 92 号	権利の放棄について	98
議案第 93 号	栃木市土地開発公社の解散について	99
議案第 94 号	指定管理者の指定について(栃木市岩舟健康福祉センター)	102
議案第 95 号	指定管理者の指定について(栃木市勤労者総合福祉センター)	103
議案第 96 号	指定管理者の指定について (栃木市勤労青少年ホーム・栃木市勤労者体育センター)	104
議案第 97 号	指定管理者の指定について(とちぎ山車会館)	105
議案第 98 号	指定管理者の指定について(とちぎ蔵の街観光館)	106
議案第 99 号	指定管理者の指定について(栃木市倭町駐車場)	107
議案第 100 号	指定管理者の指定について(栃木市出流ふれあいの森)	108
議案第 101 号	指定管理者の指定について(栃木市岩舟農村環境改善センター)	109
議案第 102 号	指定管理者の指定について(栃木市いわふねフルーツパークセンター)	110
議案第 103 号	財産の取得について(児童用タブレット端末)	111
議案第 104 号	財産の取得について(生徒用タブレット端末)	113
議案第 105 号	工事請負契約の変更について	114
議案第 106 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	116
議案第 107 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	118

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

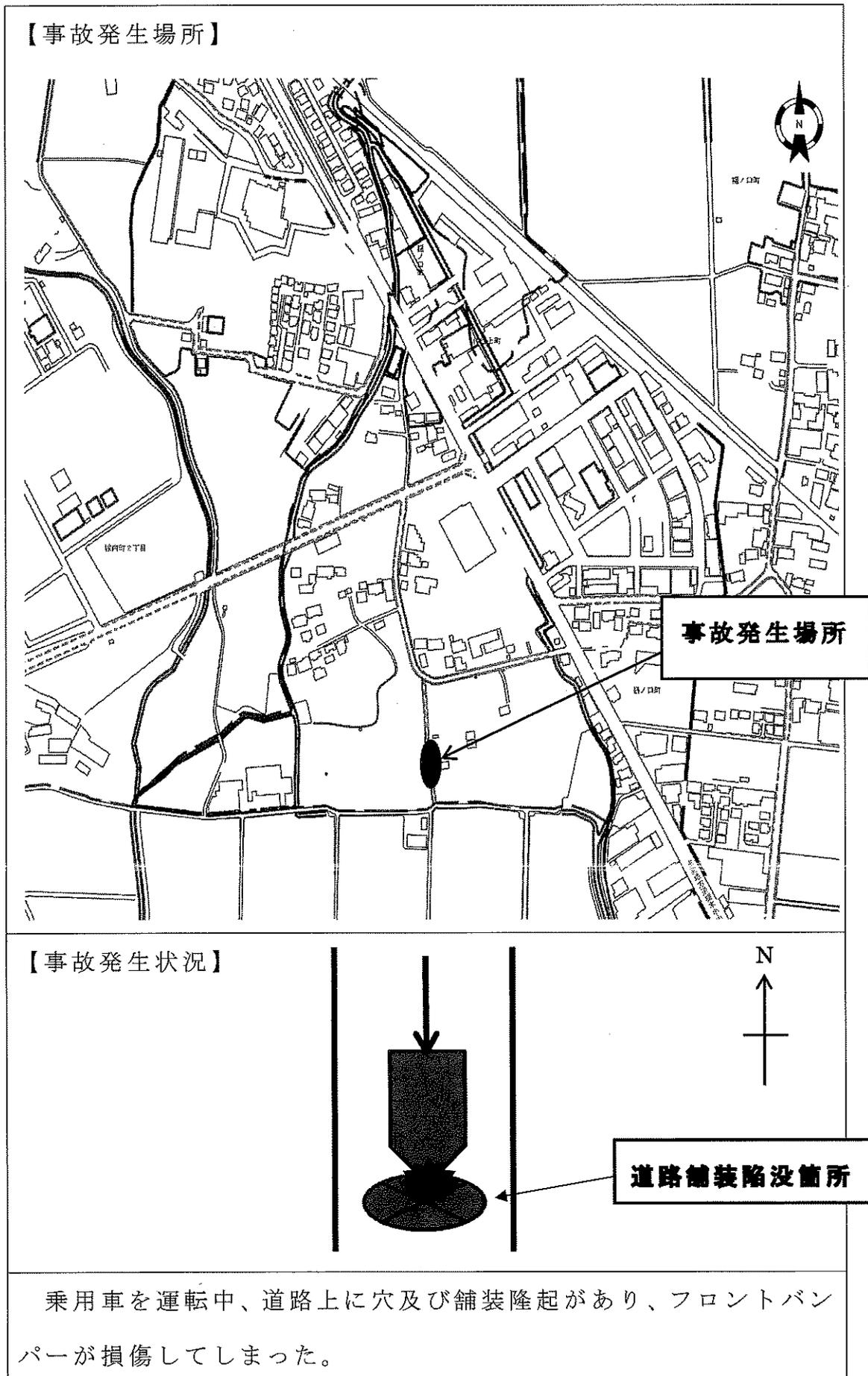
市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

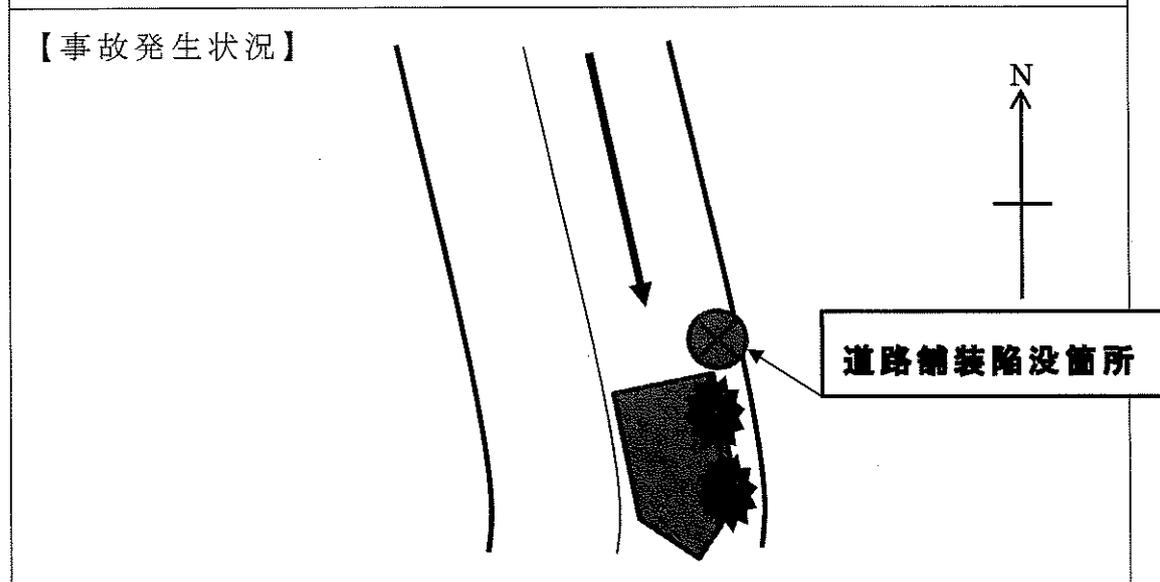
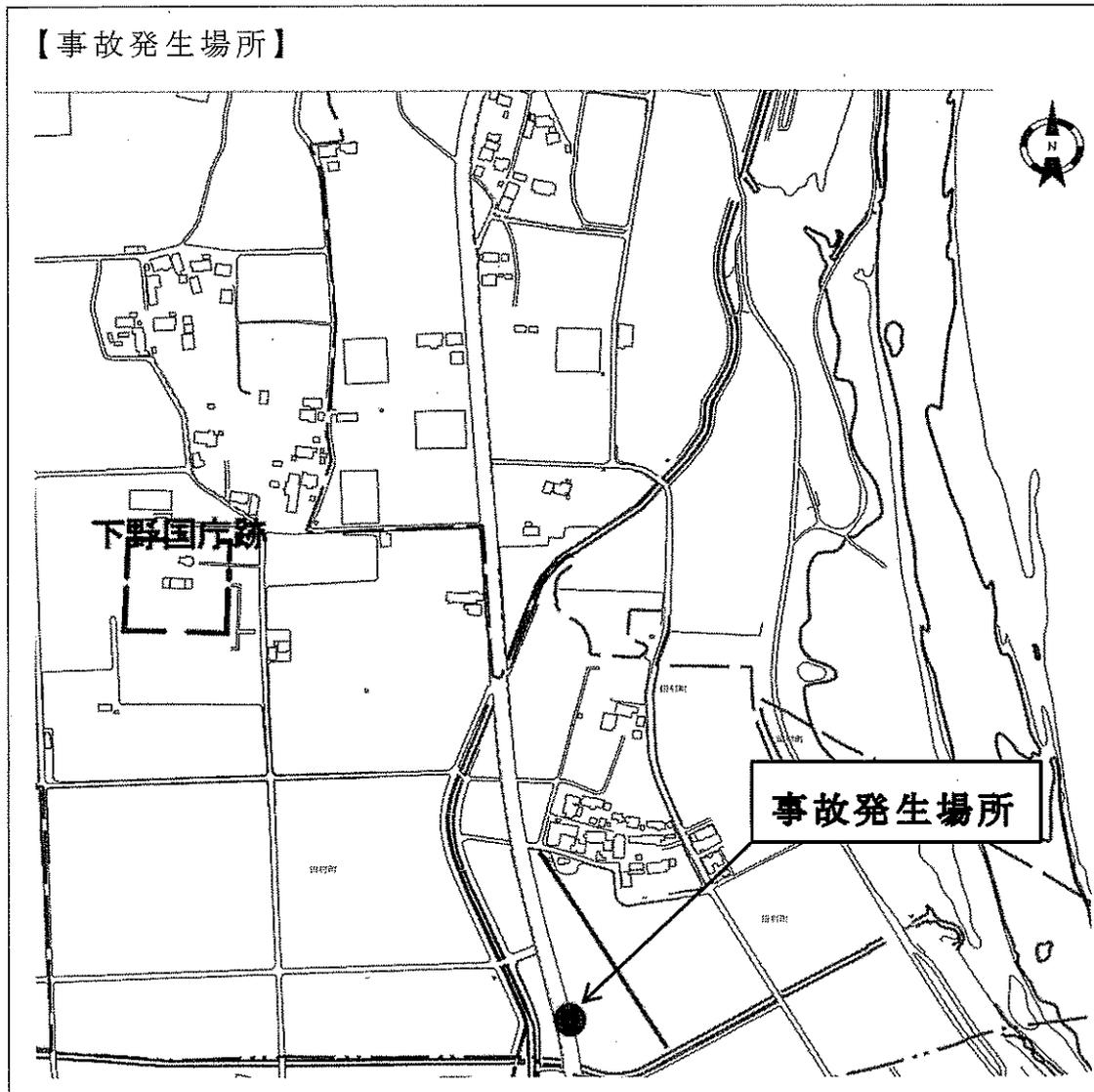
記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略

専決第7号

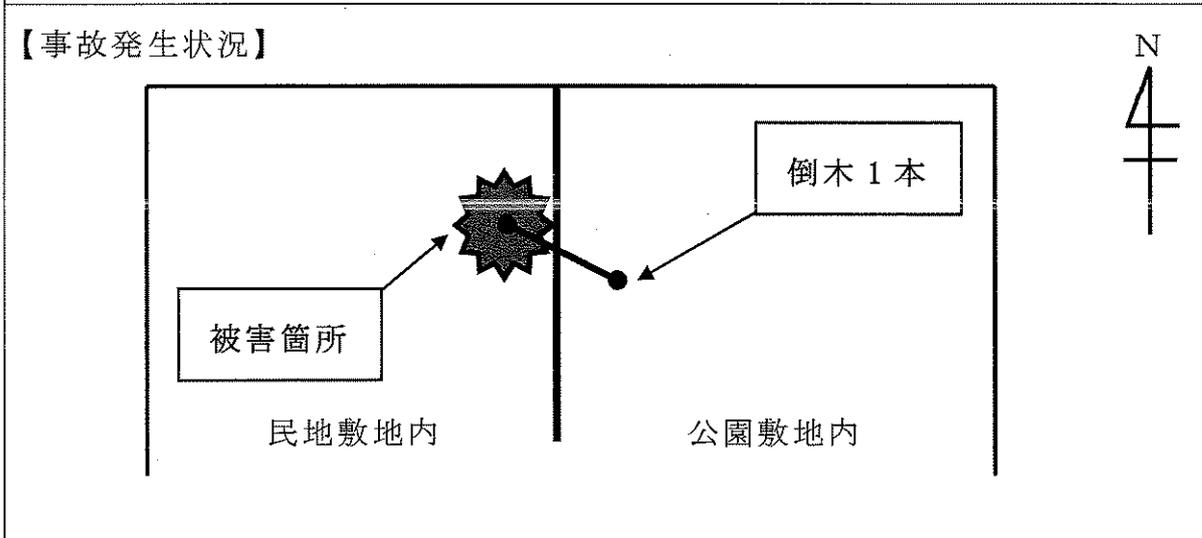
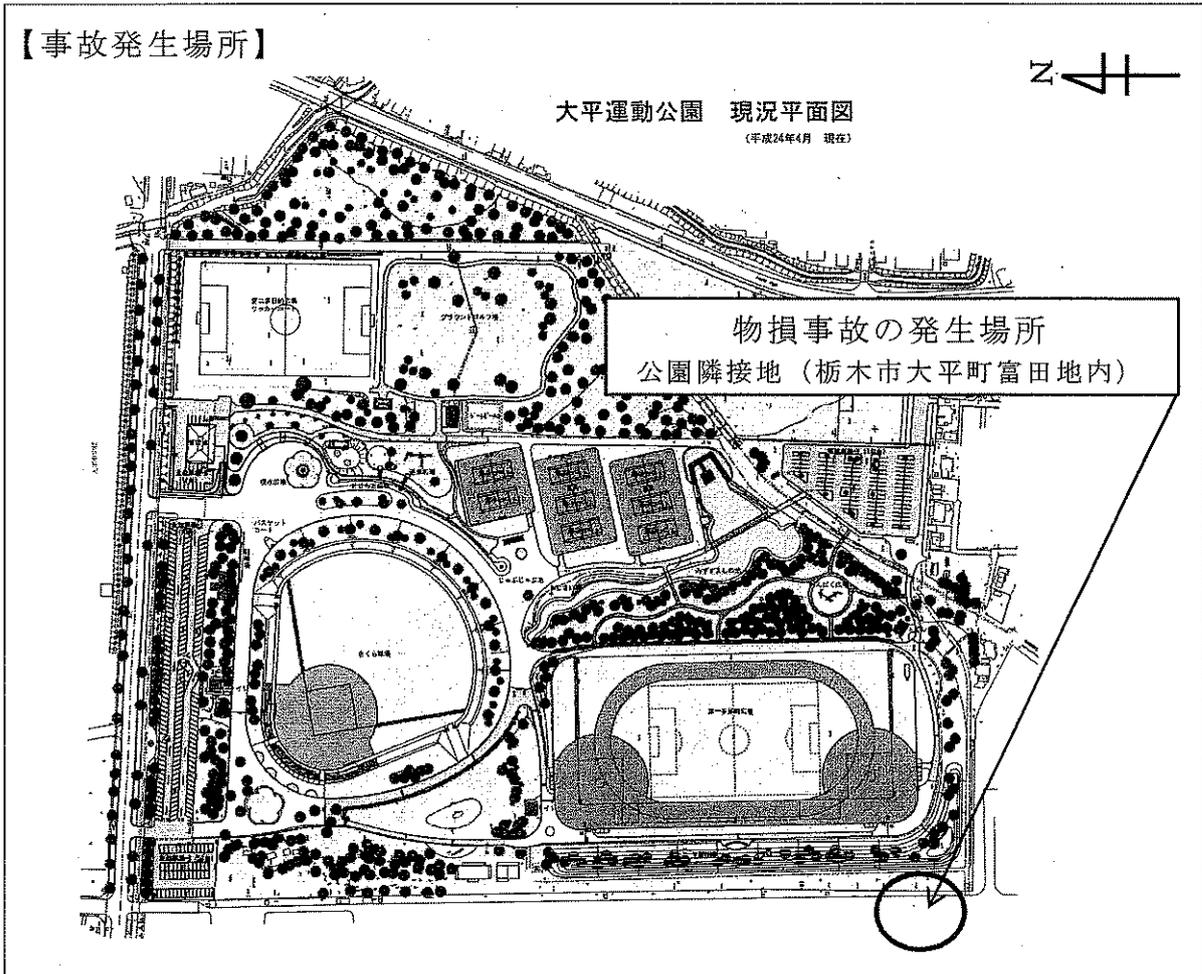


専決第 8 号



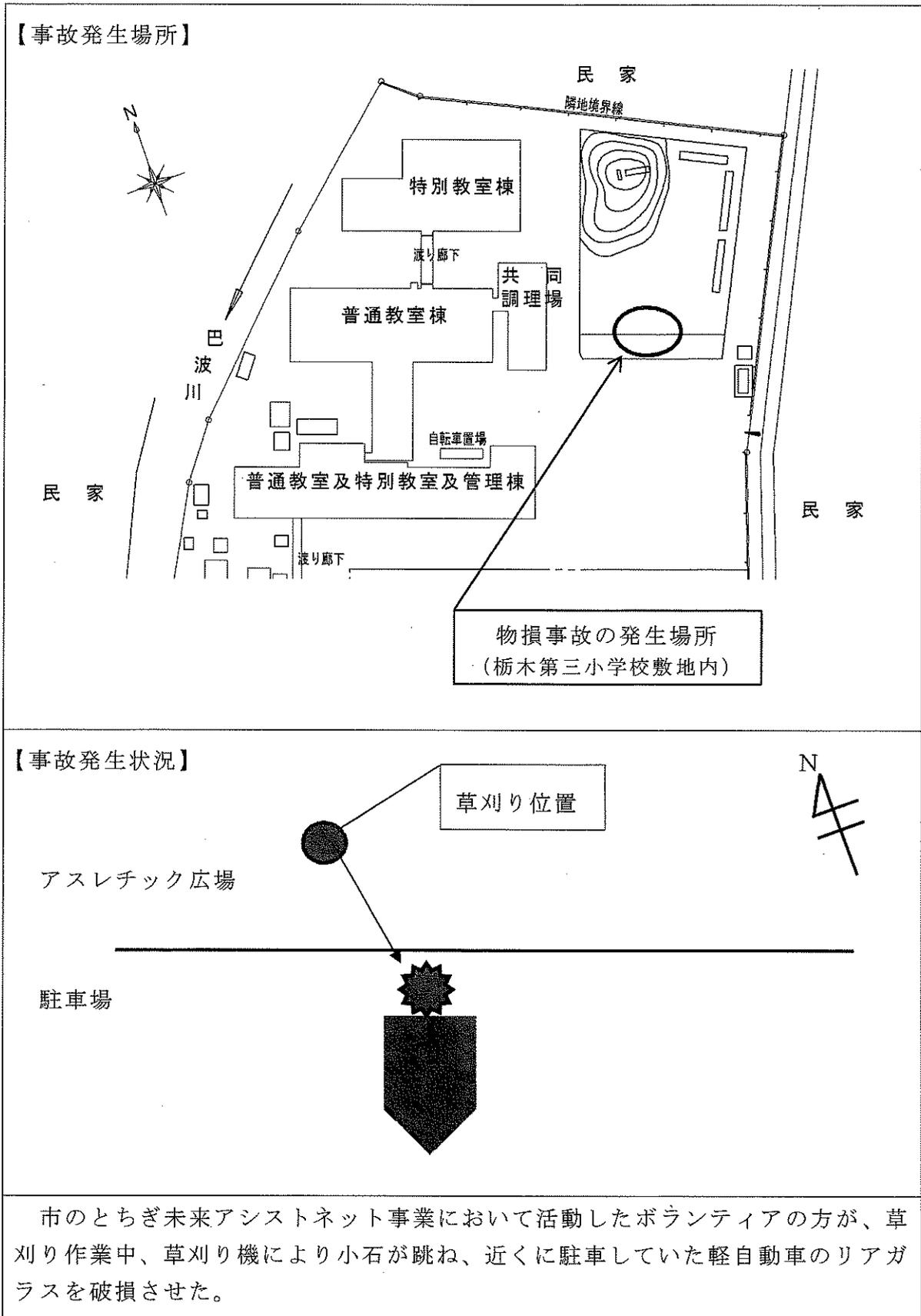
乗用車を運転中、道路上に穴が空いており、そこに左側前後輪タイヤが落ち、ホイール、タイヤ及び駆動系部品を損傷してしまった。

専決第9号

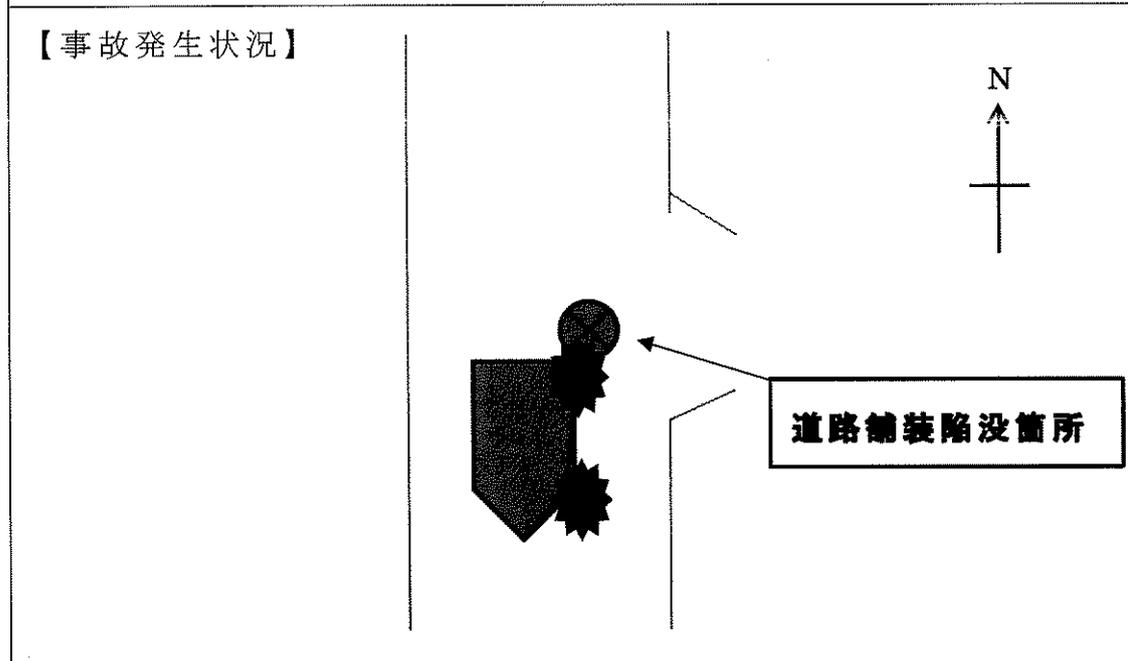
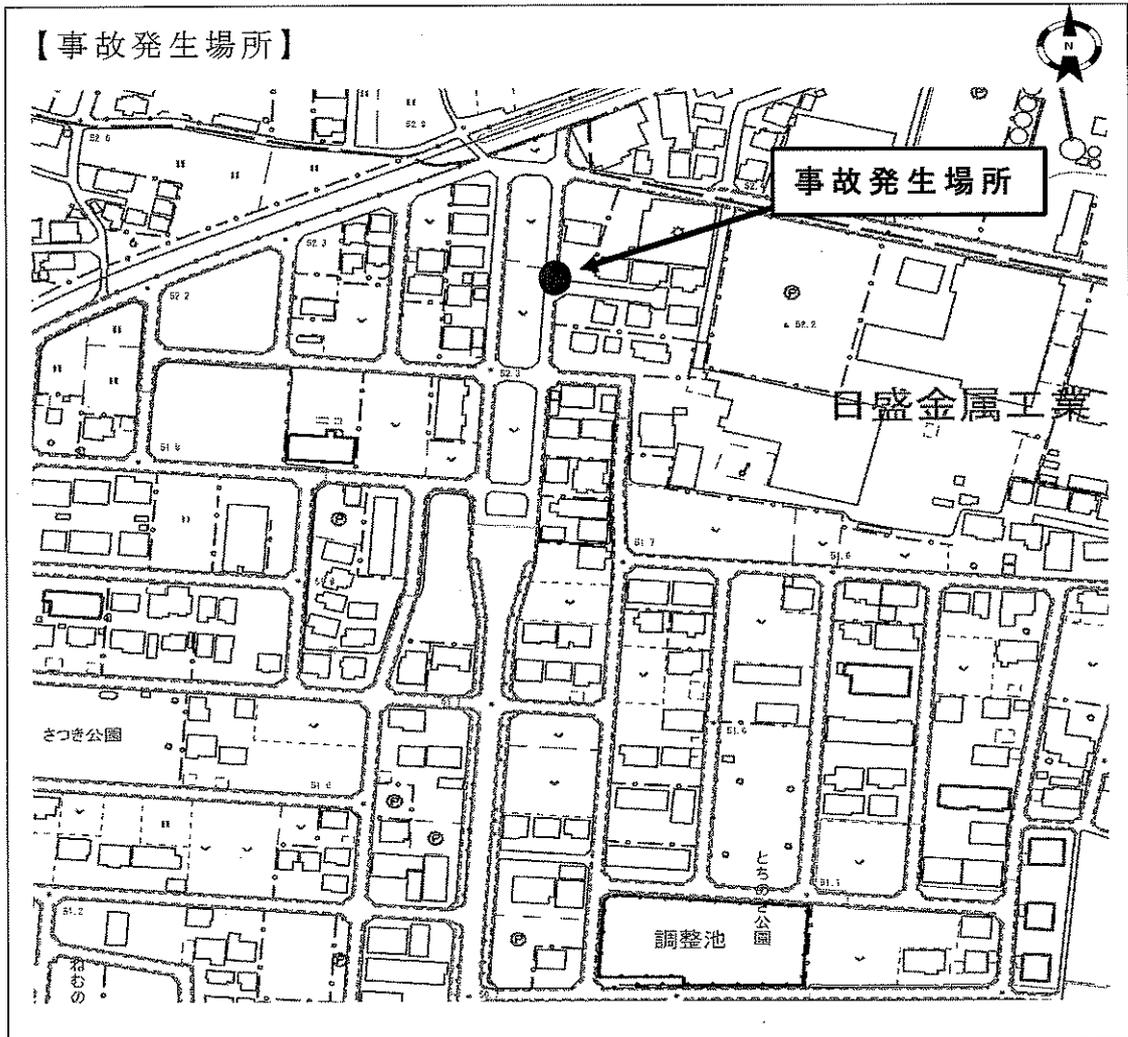


根腐れしていた公園内の樹木が突発的な強風の影響により倒木したことで、隣接する日立グローバルライフソリューションズ株式会社栃木事業所の敷地内にあるネットフェンス及び照明外灯配線を破損させた。

専決第10号



専決第 1 1 号



乗用車を運転中、道路上に穴が空いており、そこに左側前後輪タイヤが落ち、ホイール及びタイヤが負傷してしまった。

(総務課)

議案第76号

栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
について

提案理由

令和3年4月1日からの組織改編に当たり、公民館及びスポーツに関する事務の教育委員会から市長部局への移管を可能にするため、栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

現 行

【栃木市公民館条例の一部改正】

(管理者)

第3条 公民館は、栃木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(審議会の組織)

第6条 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)～(3) 略

3 略

4 委員が第2項の規定に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(使用の承認)

第7条 公民館を使用する者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を承認しない。

(1)～(3) 略

(4) その他、教育委員会において不相当と認めるとき。

(使用の停止又は取消し)

第9条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(3) その他、教育委員会において必要があると認めるとき。

(特別の設備等)

第14条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状の回復)

改 正 案

【栃木市公民館条例の一部改正】

(管理者)

第3条 公民館は、市長が管理する。

(審議会の組織)

第6条 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)～(3) 略

3 略

4 委員が第2項の規定に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、市長は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(使用の承認)

第7条 公民館を使用する者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を承認しない。

(1)～(3) 略

(4) その他、市長において不相当と認めるとき。

(使用の停止又は取消し)

第9条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(3) その他、市長において必要があると認めるとき。

(特別の設備等)

第14条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状の回復)

第15条 略

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正】

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じてスポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(1)～(7) 略

(委嘱)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1)・(2) 略

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【栃木市地域運動広場条例の一部改正】

(利用の承認)

第3条 運動広場を利用しようとする者は、あらかじめ栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認に際し、運動広場の管理上必要な条件を付することができる。

改 正 案

第15条 略

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正】

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じてスポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

(1)～(7) 略

(委嘱)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)・(2) 略

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域振興部市民スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

【栃木市地域運動広場条例の一部改正】

(利用の承認)

第3条 運動広場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、運動広場の管理上必要な条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないとき。

(承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止し、若しくは制限することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第8条 利用者は、運動広場の施設を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ないと教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

改 正 案

(利用承認の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(承認の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止し、若しくは制限することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第8条 利用者は、運動広場の施設を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(商工振興課)

議案第77号

栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例の制定について

提案理由

栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第76号と同じ。

(観光振興課)

議案第78号

栃木市観光交流館条例の制定について

提案理由

観光案内、市の特産品の展示及び販売、観光情報等の収集及び発信並びに多目的交流の推進を行う総合的観光振興施設として、栃木市観光交流館を設置するため、栃木市観光交流館条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第76号と同じ。

栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

令和3年4月1日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市部設置条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市部設置条例の一部改正

- (1) 総務部を経営管理部に改めること。(第1条及び第2条関係)
- (2) 財務部を地域振興部に改めること。(第1条及び第2条関係)
- (3) 建設部及び都市整備部を都市建設部に改めること。
(第1条及び第2条関係)
- (4) 部の分掌事務を改めること。(第2条関係)

2 栃木市国民保護協議会条例の一部改正

部の名称を改めること。(第6条関係)

3 栃木市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正

部の名称を改めること。(第6条関係)

4 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正

部の名称を改めること。(第6条関係)

5 栃木市天幕使用条例の一部改正

部の名称を改めること。(第2条関係)

- 6 栃木市都市計画審議会条例の一部改正
部の名称を改めること。(第8条関係)
- 7 栃木市建築審査会条例の一部改正
部及び課の名称を改めること。(第10条関係)
- 8 栃木市教育支援委員会条例の一部改正
部を削ること。(第10条関係)
- 9 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部改正
部の名称を改めること。(第9条関係)
- 10 とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の一部改正
課の名称を改めること。(第9条関係)
- 11 栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例の一部改正
部の名称を改めること。(第9条関係)
- 12 栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の一部改正
部の名称を改めること。(第8条関係)
- 13 栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の一部改正
課の名称を改めること。(第9条関係)

[参照条文]

議案第76号と同じ。

現

行

【栃木市部設置条例の一部改正】

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、栃木市に次の部を置く。

総合政策部

総務部

財務部

生活環境部

保健福祉部

こども未来部

産業振興部

建設部

都市整備部

（分掌事務）

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合政策部

ア～エ 略

オ 地域のまちづくりに関すること。

カ 略

(2) 総務部

ア・イ 略

ウ 情報管理に関すること。

エ・オ 略

カ 防災に関すること。

改 正 案

【栃木市部設置条例の一部改正】

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、栃木市に次の部を置く。

総合政策部

経営管理部

地域振興部

生活環境部

保健福祉部

こども未来部

産業振興部

都市建設部

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合政策部

ア～エ 略

オ 略

カ 情報管理に関すること。

キ 防災に関すること。

(2) 経営管理部

ア・イ 略

ウ・エ 略

オ 市有財産に関すること。

カ 予算その他財政に関すること。

キ 市税に関すること。

(3) 財務部

ア 市有財産に関すること。

イ 予算その他財政に関すること。

ウ 市税に関すること。

(4)～(7) 略

(8) 建設部

ア・イ 略

(9) 都市整備部

ア 都市計画に関すること。

イ 区画整理に関すること。

ウ 市有建築物の営繕に関すること。

エ 住宅に関すること。

オ 建築指導に関すること。

カ 開発許可に関すること。

【栃木市国民保護協議会条例の一部改正】

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

【栃木市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正】

(庶務)

第6条 国民保護対策本部の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

改 正 案

(3) 地域振興部

ア 地域のまちづくりに関すること。

イ 公民館に関すること。

ウ スポーツに関すること。

(4)～(7) 略

(8) 都市建設部

ア・イ 略

ウ 都市計画に関すること。

エ 区画整理に関すること。

オ 市有建築物の営繕に関すること。

カ 住宅に関すること。

キ 建築指導に関すること。

ク 開発許可に関すること。

【栃木市国民保護協議会条例の一部改正】

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

【栃木市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正】

(庶務)

第6条 国民保護対策本部の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

現 行

【**栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正**】

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

【**栃木市天幕使用条例の一部改正**】

(管理)

第2条 天幕の管理は、財務部管財課がこれを行うものとする。

【**栃木市都市計画審議会条例の一部改正**】

(庶務)

第8条 審議会及び常務委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

【**栃木市建築審査会条例の一部改正**】

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、都市整備部建築課において処理する。

【**栃木市教育支援委員会条例の一部改正**】

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

【**栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部改正**】

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備部市街地整備課において処理する。

【**とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の一部改正**】

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

【**栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例の一部改正**】

改 正 案

【**栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正**】

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営管理部職員課において処理する。

【**栃木市天幕使用条例の一部改正**】

(管理)

第2条 天幕の管理は、経営管理部管財課がこれを行うものとする。

【**栃木市都市計画審議会条例の一部改正**】

(庶務)

第8条 審議会及び常務委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

【**栃木市建築審査会条例の一部改正**】

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、都市建設部建築指導課において処理する。

【**栃木市教育支援委員会条例の一部改正**】

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

【**栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部改正**】

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設部市街地整備課において処理する。

【**とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の一部改正**】

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活環境部クリーン推進課において処理する。

【**栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例の一部改正**】

現

行

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

【栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の一部改正】

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部蔵の街課において処理する。

【栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の一部改正】

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活環境部斎場整備室において処理する。

改 正 案

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

【栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の一部改正】

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域振興部蔵の街課において処理する。

【栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の一部改正】

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当支給割合の引下げに準じ、栃木市議会の議員の期末手当支給割合を引き下げるため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第 1 条関係)

期末手当の支給割合を改めること。(第 6 条関係)

- 2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第 2 条関係)

期末手当の支給割合を改めること。(第 6 条関係)

〔参照条文〕

議案第 7 6 号と同じ。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係)】

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在(前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第2条関係)】

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在(前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当支給割合の引下げに準じ、栃木市職員の期末手当支給割合を引き下げるため、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第 1 7 条関係）
- 2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第 2 条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第 1 7 条関係）
- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
（第 3 条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第 1 0 条関係）
- 4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
（第 4 条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第 1 0 条関係）

[参照条文]

議案第76号と同じ。

現	行
<p>【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の110</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第3条関係)】</p>	

一部を改正する条例

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

改 正 案

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当支給割合の引下げに準じ、栃木市職員の期末手当支給割合を引き下げるため、栃木市職員の給与に関する条例の一部が改正されることから、同条例の一部を準用している栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(第 1 条関係)

期末手当に関する特例措置を改めること。(附則関係)

2 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(第 2 条関係)

期末手当に関する特例措置を改めること。(附則関係)

〔参照条文〕

議案第 7 6 号と同じ。

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現	行
【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係）】	
附 則	
（施行期日）	
1 略	
（期末手当に関する特例措置）	
2 第11条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「100分の97.5」とする。	
【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）】	
附 則	
（施行期日）	
1 略	
（期末手当に関する特例措置）	
2 第11条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の97.5」とする。	

改 正 案

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係）】

附 則

（施行期日）

1 略

（期末手当に関する特例措置）

- 2 第11条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは「100分の97.5」とする。

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）】

附 則

（施行期日）

1 略

（期末手当に関する特例措置）

- 2 第11条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

人事院規則の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した職員に、特殊勤務手当の特例の額を支給するため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症の対応に係る特例を定めること。(附則関係)

[参照条文]

議案第 7 6 号と同じ。

議案第83号（職員課）

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

現

行

附 則

1～4 略

改 正 案

附 則

1～4 略

（感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

5 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）

第1条に規定する新型コロナウイルス感染症に係る第4条第1項第1号に掲げる作業に係る感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲において規則で定める額とする。

とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例の制定
について

提案理由

とちぎ市民活動推進センターを栃木市市民交流センター内に移転するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 位置を改めること。(第2条関係)
- 2 印刷機に係る使用料を削ること。(別表関係)

[参照条文]

議案第76号と同じ。

議案第84号（地域づくり推進課）

とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例

現 行

（名称及び位置）

第2条 とちぎ市民活動推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 とちぎ市民活動推進センター

位置 栃木市境町19番3号

別表（第9条関係）

設備名	単位	使用料
ロッカー	1個1年	1,500円
印刷機	1製版最初の100枚まで	100円
	以降200枚ごとに	100円

備考 印刷における用紙は、利用者が持参するものとする。

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 とちぎ市民活動推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 とちぎ市民活動推進センター

位置 栃木市入舟町6番8号

別表 (第9条関係)

設備名	単位	使用料
ロッカー	1個1年	1,500円

(保険医療課)

議案第 85 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

課税の特例を改めること。(附則関係)

[参照条文]

議案第 76 号と同じ。

現 行

附 則

1～19 略

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 31 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得金額の合計額(」と同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

22～30 略

改 正 案

附 則

1～19 略

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

22～30 略

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防
止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

土砂等の埋立て等に対する規制を強化するため、栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 特定事業の定義を改め、字句の整理を行うこと。(第 2 条関係)
- 2 許可申請書に記載する事項を改め、字句の整理を行うこと。
(第 1 2 条関係)
- 3 字句の整理を行うこと。(第 1 0 条、第 1 3 条、第 1 7 条及び附則関係)

〔参照条文〕

議案第 7 6 号と同じ。

栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正す

現 行

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるものをいう。

（特定事業の許可）

第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業
- (3)～(6) 略

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。)を行う行為をいう。

(2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入に供する区域を含むものとし、宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域をいう。以下この条において同じ。)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの

イ 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量が500立方メートル以上であるもの

ウ 土砂等の埋立て等に供する区域のうち最も高い地点又は最も低い地点と、当該土砂等の埋立て等に供する区域が接する道路のうち当該土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入口の高低差が5メートル以上であるもの

(特定事業の許可)

第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

(1) 略

(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業

(3)～(6) 略

(特定事業に係る土地所有者の同意)

第11条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(許可申請の手続)

第12条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)～(12) 略

2 前項の規定にかかわらず、第10条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第5号まで、第7号及び第10号に掲げる事項

(2) 年間の一時たい積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

(3) 一時たい積事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造

(4) 一時たい積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第14条第2項第3号ただし書の規則で定める措置

(5) 略

(許可の基準等)

第13条 市長は、第10条の許可の申請（一時たい積事業のものを除く。）が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1)～(4) 略

(5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれ

改 正 案

(特定事業に係る土地所有者の同意)

第11条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(許可申請の手続)

第12条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 特定事業区域のうち最も高い地点及び最も低い地点と、当該特定事業区域が接する道路のうち特定事業に使用する土砂等の搬入口の高低差

(4)～(13) 略

2 前項の規定にかかわらず、第10条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第6号まで、第8号及び第11号に掲げる事項

(2) 年間の一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

(3) 一時堆積事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

(4) 一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は次条第2項第3号ただし書の規則で定める措置

(5) 略

(許可の基準等)

第13条 市長は、第10条の許可の申請（一時堆積事業のものを除く。）が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1)～(4) 略

(5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれ

現 行

がないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(6)・(7) 略

2 市長は、第10条の許可の申請が一時たい積事業のものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 一時たい積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。

3・4 略

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該許可（一時たい積事業に係るものに限る。）に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(4) 略

2 略

附 則

1～3 略

4 施行日から平成22年3月31日までの間におけるこの条例の適用については、第2条第1号中「原材料のたい積、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積」とあるのは「原材料のたい積」と、第10条第4号中「土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項」とあるのは「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項」とする。

改 正 案

がないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(6)・(7) 略

2 市長は、第10条の許可の申請が一時堆積事業のものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。

3・4 略

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該許可（一時堆積事業に係るものに限る。）に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(4) 略

2 略

附 則

1～3 略

4 施行日から平成22年3月31日までの間におけるこの条例の適用については、第2条第1号中「原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積」とあるのは「原材料の堆積」と、第10条第4号中「土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項」とあるのは「土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項」とする。

(健康増進課)

議案第87号

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市都賀保健センターを閉館するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保健福祉センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市都賀保健センターを削ること。

(第2条、別表第1及び別表第2関係)

[参照条文]

議案第76号と同じ。

議案第87号（健康増進課）

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

現 行	
（名称及び位置）	
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
栃木市栃木保健福祉センター	栃木市今泉町2丁目1番40号
<u>栃木市都賀保健センター</u>	<u>栃木市都賀町原宿585番地2</u>
栃木市藤岡保健福祉センター	栃木市藤岡町赤麻502番地1

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市栃木保健福祉センター	栃木市今泉町2丁目1番40号
栃木市藤岡保健福祉センター	栃木市藤岡町赤麻502番地1

現

行

別表第1 (第4条関係)

施設	利用時間	休館日	備考
栃木市栃木保健福祉センター	午前9時から午後 5時まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 国民の祝日 に関する法律 (昭和23年 法律第178 号)に規定す る休日(以下 「休日」とい う。) (4) 12月29 日から翌年1 月3日までの 日	ボランティアルー ム、レクリエーシ ョン室、図書室、 録音室、及び遊戯 室の利用時間及び 休館日について は、別に定める。
栃木市都賀保健センター	午前9時から午後 5時まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 休日 (4) 12月29 日から翌年1 月3日までの 日	
略	略	略	略

別表第2 (第11条関係)

1 略

2 栃木市都賀保健センター使用料

区分	午前9時から午後5時まで
----	--------------

改 正 案

別表第1（第4条関係）

施設	利用時間	休館日	備考
栃木市栃木保健福祉センター	午前9時から午後 5時まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 国民の祝日 に関する法律 （昭和23年 法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。） (4) 12月29 日から翌年1 月3日までの 日	ボランティアルー ム、レクリエーシ ョン室、図書室、 録音室、及び遊戯 室の利用時間及び 休館日については、別に定める。
略	略	略	略

別表第2（第11条関係）

1 略

現

行

会議室	1時間につき	210円
和室	1時間につき	210円
調理実習室	1時間につき	310円

3 栃木市藤岡保健福祉センター使用料

略

改 正 案

2 栃木市藤岡保健福祉センター使用料

略

(観光振興課)

議案第 88 号

とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

利用者が栃木市市民交流センターを利用する状況にあり、今後の利用減少が見込まれることから、多目的ホールを事務所に貸し付けるため、とちぎ蔵の街観光館の多目的ホールの利用を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

多目的ホールを削ること。(第4条、第6条及び別表第1関係)

〔参照条文〕

議案第76号と同じ。

議案第88号（観光振興課）

とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例

現 行

（開館時間）

第4条 観光館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。

観光案内所	午前9時から午後6時まで
多目的ホール・蔵座敷	午前9時から午後9時まで
売店	午前10時から午後7時まで
食堂	午前10時から午後10時まで

（利用の承認）

第6条 観光館の多目的ホール及び蔵座敷を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 略

別表第1（第9条、第19条関係）

区分	利用時間 午前9時から午後1時 まで	午後1時から午後5時 まで	午後5時から午後9時 まで
多目的ホール	1,040円	2,090円	2,090円
蔵座敷	520円	1,040円	1,040円

改 正 案

(開館時間)

第4条 観光館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。

観光案内所	午前9時から午後6時まで
蔵座敷	午前9時から午後9時まで
売店	午前10時から午後7時まで
食堂	午前10時から午後10時まで

(利用の承認)

第6条 観光館の蔵座敷を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 略

別表第1 (第9条、第19条関係)

区分	利用時間	午前9時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後9時
		まで	まで	まで
蔵座敷		520円	1,040円	1,040円

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

消防団の実情に応じた組織の再編に伴い、消防団員を適正に配置するため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
(第 1 条関係)
 - (1) 定員及びその区分を改めること。(第 2 条及び別表関係)
 - (2) 資格を改めること。(第 3 条関係)
 - (3) 報酬を改めること。(第 12 条関係)
 - (4) 費用弁償を改めること。(第 13 条関係)
- 2 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
(第 2 条関係)
 - (1) 定員及びその区分を改めること。(第 2 条及び別表関係)
 - (2) 報酬を改めること。(第 12 条関係)

[参照条文]

議案第 76 号と同じ。

議案第89号(消防総務課)

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
<p>【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正(第1条関係)】</p>	
<p>(定員)</p>	
<p>第2条 消防団員の定員は、<u>1, 216人</u>とし、その区分は、別表のとおりとする。</p>	
<p>(任免)</p>	
<p>第3条 消防団長(以下「<u>団長</u>」という。)は消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから任命する。</p>	
<p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、<u>又は勤務する者</u></p>	
<p>(2)・(3) 略</p>	
<p>2 略</p>	
<p>(報酬)</p>	
<p>第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。</p>	
<p>団長 略</p>	
<p><u>副団長(方面隊長の職にある者)</u> 年額 <u>237,000円</u></p>	
<p><u>副団長(方面隊副隊長の職にある者)</u> 年額 <u>170,000円</u></p>	
<p>分団長～団員 略</p>	
<p>2 報酬は、9月及び翌年3月にその半額を支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ勤務した期間に応じて月割りにより計算した額を支給する。</p>	
<p>(1) 略</p>	
<p>(2) 階級の変更(<u>方面隊長又は方面隊副隊長の職にある者にあつては当該職の変更</u>)により報酬額が変更となる場合</p>	
<p>3 略</p>	
<p>(費用弁償)</p>	
<p>第13条 略</p>	
<p>2 略</p>	
<p>3 前2項に定めるもののほか、消防団員が公務のため旅行した場合は、<u>次の旅費相当額を費用弁償として支給する。</u></p>	
<p>(1) <u>団長、副団長 市職員の行政職給料表8級の職務にある者の例による。</u></p>	
<p>(2) <u>分団長 市職員の行政職給料表7級の職務にある者の例による。</u></p>	

改 正 案

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（定員）

第2条 消防団員の定員は、1,021人とし、その区分は、別表のとおりとする。

（任免）

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者

(2)・(3) 略

2 略

（報酬）

第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。

団長 略

副団長（団本部） 年額 200,000円

副団長（本部分団） 年額 170,000円

分団長～団員 略

2 報酬は、9月及び翌年3月にその半額を支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ勤務した期間に応じて月割りにより計算した額を支給する。

(1) 略

(2) 階級の変更により報酬額が変更となる場合

3 略

（費用弁償）

第13条 略

2 略

3 前2項に定めるもののほか、消防団員が公務のため旅行した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

現 行

- (3) 副分団長 市職員の行政職給料表 5 級の職務にある者の例による。
- (4) 部長及び班長 市職員の行政職給料表 3 級の職務にある者の例による。
- (5) 団員 市職員の行政職給料表 1 級の職務にある者の例による。

別表 (第 2 条関係)

階級 (職)	団長	副団長	副団長	分団	副分	部長	班長	団員	計
		(方面 隊長)	(方面隊副 隊長)	長	団長				
配置									
団本部	1	6	12						19
女性分団				1	1	1	2	15	20
本 方 面 隊	本部分団	(1)	(2)	1	1	2	4	4	12(15)
	第 1 分団			1	1	2	5	12	21
	第 2 分団			1	1	2	5	15	24
	第 3 分団			1	1	2	5	12	21
	第 4 分団			1	1	2	5	16	25
	第 5 分団			1	1	2	5	16	25
	第 6 分団			1	1	2	5	24	33
	第 7 分団			1	1	2	5	12	21
	第 8 分団			1	1	4	12	44	62
	第 9 分団			1	1	4	12	44	62
	第 10 分団			1	1	4	12	44	62
	第 11 分団			1	1	4	13	45	64
	第 12 分団			1	1	4	12	44	62
計		(1)	(2)	13	13	36	100	332	494(497)

改 正 案

4 前項の規定により支給する旅費の額は、栃木市職員等の旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第60号）の規定を適用するものとする。

5 前項に定めるもののほか、旅費の支給の方法については、一般職の職員の例による。

別表（第2条関係）

階級 配置	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	6						7
女性分団			1	1	1	2	15	20
本部分団		12	6	12	18			48
栃木第1分団			1	1	1	1	11	15
栃木第2分団			1	1	1	2	17	22
栃木第3分団			1	1	1	2	13	18
栃木第4分団			1	1	1	2	15	20
栃木第5分団			1	1	1	2	15	20
栃木第6分団			1	1	1	2	25	30
栃木第7分団			1	1	1	2	15	20
栃木第8分団			1	1	3	3	38	46
栃木第9分団			1	1	3	4	42	51
栃木第10分団			1	1	3	4	43	52
栃木第11分団			1	1	4	4	40	50
栃木第12分団			1	1	3	4	48	57
大平第1分団			1	1	3	4	35	44
大平第2分団			1	1	2	4	27	35

現

行

大 平 方 面 隊	本部分団		(1)	(2)	1	1	1	1	6	10(13)
	第1分団				1	1	5	5	50	62
	第2分団				1	1	4	4	40	50
	第3分団				1	1	4	4	40	50
	計		(1)	(2)	4	4	14	14	136	172(175)
藤 岡 方 面 隊	本部分団		(1)	(2)	1	1	1	1	4	8(11)
	第1分団				1	1	2	2	28	34
	第2分団				1	1	2	2	28	34
	第3分団				1	1	2	2	28	34
	第4分団				1	1	2	2	28	34
	計		(1)	(2)	5	5	9	9	116	144(147)
都 賀 方 面 隊	本部分団		(1)	(2)	1	1	1	1	2	6(9)
	第1分団				1	1	2	4	20	28
	第2分団				1	1	1	2	13	18
	第3分団				1	1	1	2	13	18
	第4分団				1	1	2	4	20	28
	計		(1)	(2)	5	5	7	13	68	98(101)
西 方 方 面 隊	本部分団		(1)	(2)	1	1	2	2	4	10(13)
	第1分団				1	1	1	2	14	19
	第2分団				1	1	2	4	26	34
	第3分団				1	1	2	4	24	32
	第4分団				1	1	1	2	20	25
	計		(1)	(2)	5	5	8	14	88	120(123)
岩 舟	本部分団		(1)	(2)	1	1	1			3(6)
	第1分団				1	1	3	3	39	47

改 正 案

大平第3分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>34</u>	<u>42</u>
藤岡第1分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>28</u>	<u>34</u>
藤岡第2分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>28</u>	<u>34</u>
藤岡第3分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>28</u>	<u>34</u>
藤岡第4分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>28</u>	<u>34</u>
都賀第1分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>22</u>	<u>28</u>
都賀第2分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>15</u>
都賀第3分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>13</u>	<u>18</u>
都賀第4分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>22</u>	<u>28</u>
西方第1分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>15</u>
西方第2分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>17</u>	<u>22</u>
西方第3分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>18</u>	<u>24</u>
西方第4分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>17</u>	<u>22</u>
岩舟第1分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>30</u>	<u>37</u>
岩舟第2分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>31</u>	<u>37</u>
岩舟第3分団			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>34</u>	<u>42</u>
合計	<u>1</u>	<u>18</u>	<u>37</u>	<u>43</u>	<u>75</u>	<u>76</u>	<u>771</u>	<u>1,021</u>

現 行

方	第2分団				<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>39</u>	<u>47</u>
面	第3分団				<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>43</u>	<u>52</u>
隊	計		<u>(1)</u>	<u>(2)</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>121</u>	<u>149(152)</u>
合計		<u>1</u>	<u>6(6)</u>	<u>12(12)</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>85</u>	<u>162</u>	<u>876</u>	<u>1,216</u>

備考 副団長（方面隊長）の欄及び副団長（方面隊副隊長）の欄の（ ）内は方面隊長及び方面隊副隊長の数とし、計の欄の（ ）内は方面隊長及び方面隊副隊長を含めた数とする。

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（定員）

第2条 消防団員の定員は、1,021人とし、その区分は、別表のとおりとする。

（報酬）

第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。

団長 略

副団長（団本部） 年額 200,000円

副団長（本部分団） 年額 170,000円

分団長～団員 略

2・3 略

別表（第2条関係）

階級 配置	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
略	略	略	略	略	略	略	略	略
本部分団		<u>12</u>	6	12	18			<u>48</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略
合計	1	<u>18</u>	37	43	75	76	771	<u>1,021</u>

改 正 案

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（定員）

第2条 消防団員の定員は、1,009人とし、その区分は、別表のとおりとする。

（報酬）

第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。

団長 略

副団長 年額 200,000円

分団長～団員 略

2・3 略

別表（第2条関係）

階級 配置	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
略	略	略	略	略	略	略	略	略
本部分団			6	12	18			<u>36</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略
合計	1	<u>6</u>	37	43	75	76	771	<u>1,009</u>

(文化課)

議案第90号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市都賀文化会館を閉館するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市文化会館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市都賀文化会館を削ること。(第2条、別表第1及び別表第2関係)

[参照条文]

議案第76号と同じ。

議案第90号（文化課）

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

（名称及び位置）

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市藤岡文化会館	栃木市藤岡町藤岡810番地
栃木市都賀文化会館（愛称 ハートホール）	栃木市都賀町原宿573番地
略	略

別表第1（第3条関係）

区分	開館時間	休館日
略	略	略
栃木市大平文化会館 栃木市藤岡文化会館 栃木市都賀文化会館 栃木市岩舟文化会館	略	略

別表第2（第8条、第23条関係）

1～3 略

4 栃木市都賀文化会館

区分			利用時間	午前	午後	夜間
			入場料区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
中 ホ 一 ル	ホ 一 開 ル	平日	無料	6,280円	9,420円	12,570円
			1,500円以下	8,380円	12,570円	16,760円
			3,000円以下	10,470円	15,710円	20,950円
			3,001円以上	13,610円	20,950円	27,230円
	土日	無料	12,570円	15,710円	18,850円	
	祝日	1,500円以下	16,760円	20,950円	25,140円	
3,000円以下		20,950円	26,190円	31,420円		

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市藤岡文化会館	栃木市藤岡町藤岡810番地
略	略

別表第1 (第3条関係)

区分	開館時間	休館日
略	略	略
栃木市大平文化会館 栃木市藤岡文化会館 栃木市岩舟文化会館	略	略

別表第2 (第8条、第23条関係)

1～3 略

現

行

		3,001円以上	27,230円	34,040円	40,850円
ホ一 ル半 開	平日	無料	3,140円	4,710円	6,280円
		1,500円以下	4,190円	6,280円	8,380円
		3,000円以下	5,230円	7,330円	10,470円
		3,001円以上	6,280円	9,420円	12,570円
	土日 祝日	無料	6,280円	7,330円	9,420円
		1,500円以下	7,330円	8,380円	10,470円
		3,000円以下	10,470円	12,570円	15,710円
		3,001円以上	13,610円	16,760円	19,900円
舞台 のみ	平日		2,090円	3,140円	4,190円
	土日祝日		3,140円	4,190円	5,230円
ホール附属室	第1・2・3楽屋(1 室当たり)		520円	520円	520円
		シャワー室(1室当 たり)	520円	520円	520円
リハーサル室			1,040円	1,040円	1,040円
会議室			1,040円	1,040円	1,040円
展示室					3,140円

備考

- この表において「平日」とは、土日祝日以外の日をいい、「土日祝日」とは、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日という。
- ホールの使用料の入場料区分は、1人当たりの最高額をいう（会員券その他これに類する料金を含む。）。
- 市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 準備のため、前日に利用する場合の使用料は、無料の項に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

改 正 案

現

行

- 5 利用時間を超過した場合は、超過時間1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につきこの表に定める額に100分の40を乗じて得た額を加算する。
- 6 入場料を徴収せずに利用者が商業宣伝等を目的として利用する場合の使用料は、1,500円以下の項に定める額とする。
- 7 展示室の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。
- 8 展示室の利用者が、入場料を徴収する場合の使用料は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、商業宣伝等の目的をもって利用する場合の使用料は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

5 栃木市岩舟文化会館

略

4 栃木市岩舟文化会館
略

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定することに伴い、また、栃木市大柿コミュニティセンターの宿泊利用を廃止し、及び多目的広場等の利用を開始し、並びに体育施設の使用料の整合性を図るに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市体育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 教育委員会を市長に改めること。
(第 4 条から第 7 条まで、第 9 条、第 1 0 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条及び第 1 8 条関係)
- 2 委任を改めること。(第 2 1 条関係)
- 3 宿泊に係る例外規定を削り、多目的広場及び炊事場に係る例外規定を加えること。(別表第 1 関係)
- 4 宿泊に係る使用料を削り、浴室、多目的広場及び炊事場に係る使用料を加え、体育館に係る使用料を改めること。(別表第 2 関係)

[参照条文]

議案第 7 6 号と同じ。

議案第91号(スポーツ振興課)

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

現	行
(利用時間及び休館日等)	
第4条 略	
2 <u>栃木市教育委員会</u> (以下「 <u>教育委員会</u> 」という。)は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、利用時間、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休場日を定めることができる。	
(利用の承認)	
第5条 体育施設の施設及び附属設備(以下「 <u>施設等</u> 」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ、 <u>教育委員会</u> の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。	
2 <u>教育委員会</u> は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。	
(利用の制限)	
第6条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 <u>施設等</u> の利用を承認しない。	
(1)～(4) 略	
(施設等の変更禁止)	
第7条 第5条第1項の利用の承認を受けた者(以下「 <u>利用者</u> 」という。)は、 <u>施設等</u> に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ <u>教育委員会</u> の承認を受けたときは、この限りでない。	
(物品販売等の禁止)	
第9条 体育施設においては、物品の販売、広告物の掲示及び配布、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、 <u>教育委員会</u> の許可を受けたときは、この限りでない。	
(利用承認の取消し等)	
第10条 <u>教育委員会</u> は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る条件を変更し、利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。	
(1)～(3) 略	

改 正 案

(利用時間及び休館日等)

第4条 略

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、利用時間、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休場日を定めることができる。

(利用の承認)

第5条 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

2 市長は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を承認しない。

(1)～(4) 略

(施設等の変更禁止)

第7条 第5条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(物品販売等の禁止)

第9条 体育施設においては、物品の販売、広告物の掲示及び配布、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る条件を変更し、利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

2 略

(入館又は入場の制限)

第14条 教育委員会は、体育施設の入館者又は入場者（以下「入館者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

(1)～(4) 略

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第10条第1項の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 教育委員会は、体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に体育施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 略

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同条第1項に規定する利用時間及び休館日又は休場日を変更することができる。

3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第7条まで、第9条、第10条、第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1（第4条関係）

改 正 案

2 略

(入館又は入場の制限)

第14条 市長は、体育施設の入館者又は入場者（以下「入館者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

(1)～(4) 略

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第10条第1項の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に体育施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 略

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第1項に規定する利用時間及び休館日又は休場日を変更することができる。

3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第7条まで、第9条、第10条、第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

現 行

施設名	利用時間	休館日又は休場日
略	略	略
栃木市大柿コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで。ただし、宿泊利用の場合は、全日利用することができる。	12月28日から翌年1月4日までの日。ただし、12月27日の宿泊は不可
略	略	略

備考 略

別表第2（第11条、第20条関係）

1～11 略

12 栃木市大柿コミュニティセンター使用料

(1) 体験使用料

区分	使用料
調理室	1時間につき 310円
和室(1)	1時間につき 310円
和室(2)	1時間につき 310円
体育館	1時間につき 520円
体験学習館	1時間につき 310円

(2) 宿泊使用料

区分	使用料
入浴	1人1泊につき 100円
宿泊	1人1泊につき 50円

13～17 略

改 正 案

施設名	利用時間	休館日又は休場日
略	略	略
栃木市大柿コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで。ただし、多目的広場及び炊事場は、	12月28日から翌年1月4日までの日
	12月27日を除き、午前9時から翌日午前9時まで	
略	略	略

備考 略

別表第2（第11条、第20条関係）

1～11 略

12 栃木市大柿コミュニティセンター使用料

区分	使用料
調理室	1時間につき 310円
和室（1）	1時間につき 310円
和室（2）	1時間につき 310円
体育館	スポーツに利用 1時間につき 520円
	スポーツ以外に利用 1時間につき 1,300円
体験学習館	1時間につき 310円
浴室	1人1回につき 100円
多目的広場	無料
炊事場	無料

13～17 略

権利の放棄について

提案理由

栃木市土地開発公社の解散に当たり、その債務を整理する必要があるため、市からの貸付金を放棄することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(11) 以下略

(総合政策課)

議案第93号

栃木市土地開発公社の解散について

提案理由

将来的にも急速な地価の上昇が見込まれない現状において、公共用地等の先行取得を主な業務とする栃木市土地開発公社は相応の役割を果たしたと認め、栃木市土地開発公社の解散について、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

公有地の拡大の推進に関する法律

(解散)

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 以下略

栃木市土地開発公社の解散について

1 経緯

栃木市土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）」に基づき、昭和48年7月に設立され、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を図るため、公共用地の先行取得、造成事業等を行ってきた。

2 解散理由

- (1) 平成25年度の『とちぎメディカルセンターしもつが』の用地取得及び売却を最後に事業を実施していない。また、現在保有している土地もなく、今後も公社の活用を予定するような事業はないこと。
- (2) 菌部町四丁目土地購入問題の確定判決に基づく損害賠償金については、法的強制力のある債権回収がこれ以上見込めないこと。
- (3) 公社に要する経費を節減し、事務の合理化を図る必要があること。

3 栃木市土地開発公社財産の状況

- (1) 財産：財産目録のとおり
- (2) 解散後、残余財産がある場合は、定款第25条第2項の規定に基づき、市に寄附する。

4 今後の主なスケジュール

- ・令和2年12月 市議会定例会 解散議案の提出
- ・令和2年12月 県へ解散認可申請

- ・ 令和3年 1月 認可、解散及び清算人選任登記
- ・ 令和3年 4月 清算終了
- ・ 令和3年 5月 県へ清算終了届提出
- ・ 令和3年 5月 市議会への報告

栃木市土地開発公社財産目録

令和2年3月31日現在
(単位：千円)

区分	金額	内容
資産の部		
1 流動資産	14,534	
(1)現金及び預金	14,534	普通預金 (資本金5,000千円を含む)
2 未収金	364,306	
(1)損害賠償金	254,413	菌部町4丁目土地購入に係る
(2)損害賠償金利息	109,893	裁判に伴うもの
3 貯蔵品	4	切手
資産合計	378,844	
負債の部		
1 固定負債	175,800	
(1)長期借入金	175,800	栃木市からの借入金
負債合計	175,800	
差引正味財産	203,044	

(健康増進課)

議案第94号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市岩舟健康福祉センターの指定管理者に宮ビルサービス株式会社・株式会社日本理化シェアードソリューションズ共同事業体（代表団体 宮ビルサービス株式会社）を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 以下略

(商工振興課)

議案第 9 5 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市勤労者総合福祉センターの指定管理者にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

(商工振興課)

議案第96号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センターの指定管理者に環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体(代表団体 環境整備株式会社)を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第94号と同じ。

(観光振興課)

議案第97号

指定管理者の指定について

提案理由

とちぎ山車会館の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第94号と同じ。

(観光振興課)

議案第98号

指定管理者の指定について

提案理由

とちぎ蔵の街観光館の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第94号と同じ。

(観光振興課)

議案第 99 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市倭町駐車場の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 94 号と同じ。

(農林整備課)

議案第100号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市出流ふれあいの森の指定管理者にみかも森林組合を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第94号と同じ。

(岩舟産業振興課)

議案第101号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市岩舟農村環境改善センターの指定管理者に株式会社観光農園いわふねを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第94号と同じ。

(岩舟産業振興課)

議案第102号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市いわふねフルーツパークセンターの指定管理者に株式会社観光農園
いわふねを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第94号と同じ。

(学校施設課)

議案第103号

財産の取得について

提案理由

GIGAスクール構想実現のため栃木市学校ICT環境基盤整備計画に基づき、小学校において児童1人1台のタブレット端末を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(学校施設課)

議案第104号

財産の取得について

提案理由

GIGAスクール構想実現のため栃木市学校ICT環境基盤整備計画に基づき、中学校において生徒1人1台のタブレット端末を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第103号と同じ。

工事請負契約の変更について

提案理由

平成31年第1回栃木市議会定例会において、議案第33号として議決を経た（仮称）栃木市文学館建築（市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修）工事請負契約（牧田・清田特定建設工事共同企業体）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前契約金額	変更後契約金額
4,940,000円	5,241,200円

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

契約の相手方	栃木市菌部町2丁目6番6号 牧田・清田特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社牧田工務店 代表取締役 牧田 巧
工 事 名	(仮称) 栃木市文学館建築（市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修）工事
工 事 場 所	栃木市入舟町地内
工 事 概 要	防水、外壁、建具、内装、塗装、躯体、昇降機設備 外 改修部 木造一部鉄骨造2階建 ・ 建築面積 477.02 m ² ・ 延床面積 926.90 m ² 増築部 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 ・ 建築面積 83.21 m ² ・ 延床面積 105.00 m ²

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員22名のうち、柏倉 裕氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

柏倉裕氏の略歴

住 所 栃木市大平町西野田414番地

生年月日 昭和28年10月7日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第107号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員22名のうち、旭岡宗廣氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第106号と同じ。

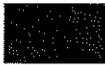
旭岡宗廣氏の略歴

住 所 栃木市岩舟町豊岡354番地1

生年月日 昭和25年1月4日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

